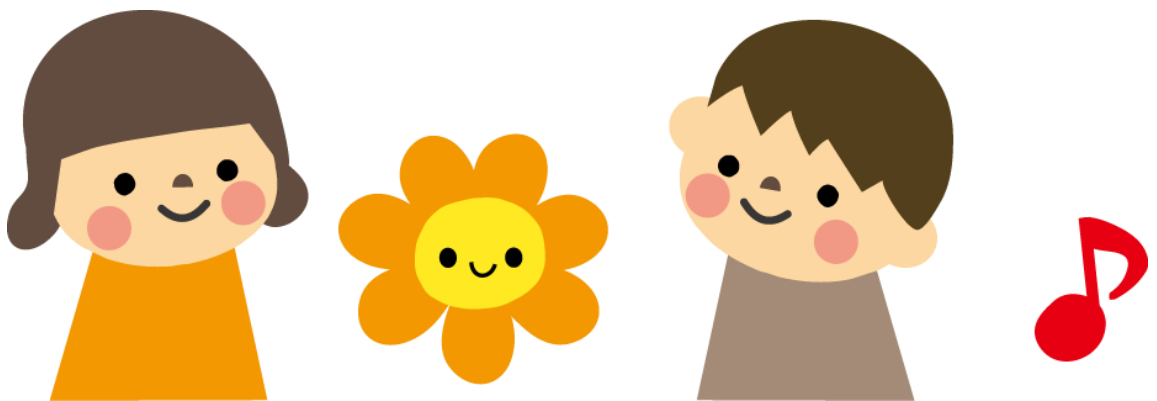


令和7（2025）年度

学校いじめ対策基本方針



大阪市立大空小学校

大阪市立大空小学校 「学校いじめ対策基本方針」

令和7年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、本校の「たった一つの約束」である「自分がされていやなことは人にしない 言わない」をベースに「大空小学校いじめ対策基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決するために、以下の「子どもにつける4つの力」を日々徹底する。

「人を大切にする力」

「自分の考えを持つ力」

「自分を表現する力」

「チャレンジする力」

3. いじめの未然防止についての取組

(1) 夢を育み人間力を育てる学校づくり

- ・すべての子どもが安心できる居場所をつくる。
- ・「どうしたん？」を合言葉に子どもの思いに寄り添う。
- ・子どもの視野を広げ、心が動く教育実践を展開する。
- ・学校は「ある」ものではなく「つくる」もの。
- ・子どもも大人も「自分」の学校「大空小」を自分がつくる。
- ・大空小の「たった一つの約束」と「4つの力」を学校づくりの根幹におく。
- ・大空小の「たった一つの約束」と「4つの力」は、子どもだけでなく、大人のめあてでもあることを共有し合う。
- ・一人一人が存在感と自己実現の喜びを味わえる教育環境を整備する。
- ・年間を通じて、随時、柔軟で弾力的なカリキュラムの編成を行う。
- ・子どもが「あこがれ」を持つ対象を多くつくる。
- ・子ども同士の学び合いを活かし、子どもに学ぶ大人であり続ける。

(2) 教職員のチーム力を活かす学校づくり

- ・学校内を開き、学校生活のすべてにおいて、「4つの力」を高めることに教職員のチーム力を結集し、学校力をアップする。
- ・子どもの姿を的確にとらえ、子どもの思いを大切にする授業研究を続ける。
- ・教職員一人一人の個性を活かす学校づくりに取り組む。(よいと思うことは即実践)
- ・自分にできる力は思う存分発揮し、難しいことはチームの力を活用する。
- ・常に、学校運営に関する方針や子どもの情報等の共有を徹底する。
- ・子どもに学ぶ大人の姿勢を常に持ち続ける教職員であるよう、互いに教職員同士の自浄作用を高める。

(3) 楽しく学びがいのある授業を実践する学校づくり

- ・授業の中で「4つの力」と「たった一つの約束」にこだわる。
- ・「子どもが学ぶ・子ども同士が学び合う（つなげる よりそう ふくらませる）」授業をつくる。
- ・子どもの「わからない」を引き出す授業をつくる
- ・さまざまな多くの大人がかかわる授業をつくる。
- ・「自分の言葉で語る」コミュニケーション能力を大切にする。
- ・「さよならメッセージ」として、自分の考えを毎日書き続ける。
- ・伝える（文章を書く、言葉で表現するなど）力を高める。
- ・子どもも大人も聞く力を高める

(4) 地域の風がいきかう学校づくり

- ・すべての教員が自らの授業を開く。
- ・教職員のチーム力とサポーター・地域の人とのチーム力を融合する。
- ・子どもと地域の人が、顔を知り、名前を呼び合える関係を広げる。
- ・「毎日が参観日」を意識し、ともにつくる実践を広げる。
- ・「学校に行く DAY、見守る DAY、一緒につくろう DAY」で風が行きかう学校をつくる。
- ・「できる時に できる人が 無理なく できることを 楽しく」を合言葉に、サポーターや地域住民が授業に参画する場を広げる。
- ・学校、SEA、地域ともにコミュニケーションが行き交う関係を広げる。
- ・「見守る DAY」を進化し、安全、安心な地域の学校をつくる。
- ・外部の力（大学、地域、ボランティア等）の活用。
- ・子どもが自ら考え、進んで行動するための「いのちを守る学習」を展開する。
- ・「互いに認め合い協働できる共生社会をめざしたインクルーシブ教育」

4. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 生活指導部会 【児童虐待・いじめ対策委員会】

構成メンバー	生活指導部代表、 <u>校長</u> 教頭 教務 養護教諭、学級担当 SC
活動内容	児童の情報集約や情報共有、児童への関わりや指導、また外部機関との連携。

いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有。

開催時期 随時

② 児童虐待・いじめ対策委員会

構成メンバー 校長・教頭・首席・教務・生活指導部長・当該学年・養護教諭SC・関係諸機関など)

活動内容 児童・保護者の情報集約や情報共有、保護者への指導、また外部機関との連携。

いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

開催時期 随時

取り組み

- ・全教職員によるミーティングでの子どもの共通理解
- ・毎日の「さよならメッセージ」
- ・毎日の「やり直し」の徹底
- ・児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）
- ・「いじめについて考える日」を通して、日常生活を振り返り、いじめを見抜き許さない人権意識を育てる。

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

① SEA（PTA）、パトレンジャー（見守り隊）、はぐくみネットその他ボランティアとの連携

「見守る DAY」をはじめとして、常時サポーター（保護者）やボランティアが学校に出入りしており、児童を見守っている。教職員とともに児童を見守り、児童についての気になる情報についてはどんな小さなことでも、教職員に伝えていただく体制ができている。

② 関係機関との連携

配慮を要する児童のケース会議等を通じて、こども相談センター、区子育て支援室等と日常的に連絡を密にしている。緊急の事案が発生した場合は、連携をとりながら児童への対処、保護者の対応等にあたる体制ができている。

③ 情報の発信

ホームページやスクールレター（学校だより）などにより、学校の取り組み、児童の様子についての情報を積極的に発信している。

(3) 取組内容の検証

① 児童対象・サポーター（保護者）対象いじめアンケートの結果の追跡調査

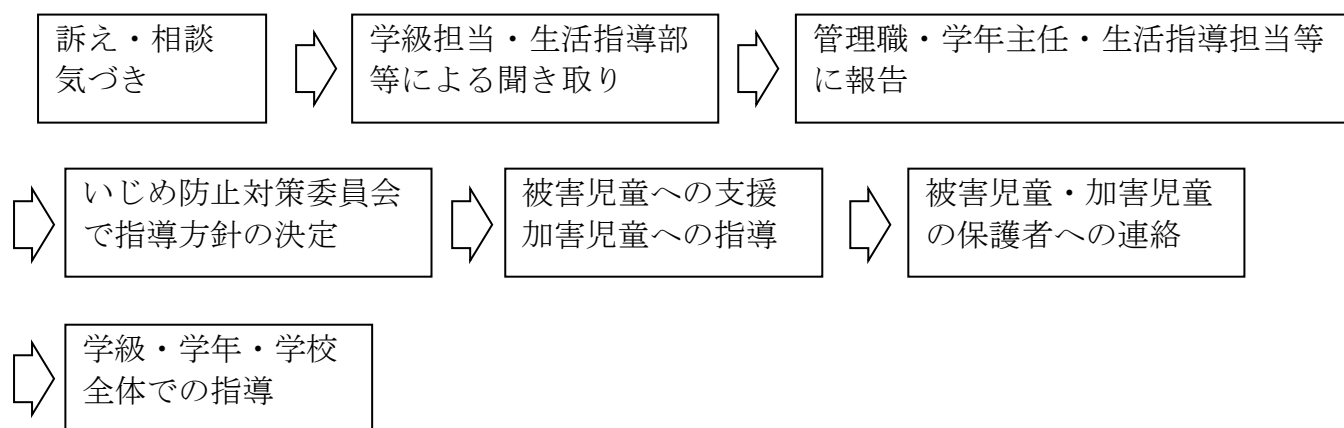
② いじめ発生件数の減少

5. 重大事案への対処

① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

② 万一重大事案が発生した場合、速やかに調査組織を動かして、事実関係の明確化を図り、被害児童及びその保護者への適切な情報提供に努め、誠意ある対応を行う。

※ いじめ発見の際の流れ



6. いじめの発見・対応についてのフローチャート

